

N1Rクラスレギュレーション（規則書）

大会フォーマットはシビックユーザーに対して、新たな目標・モチベーションとなりうる大会の創設し、より盛り上げていくことを目的として開催いたします。数十年続いた鈴鹿クラブマンレース FF チャレンジクラス規則を引き継ぐ形で、岡山国際サーキット様、セントラルサーキット様にて開催いたします。

参加料（消費税込）

セントラルサーキット 28,000円 岡山国際サーキット 38,000円

2025 ホンダワンメイクチャンピオンカップレース N1Rチャレンジクラス規則書

第1章 総則

2025ホンダワンメイクチャンピオンカップレースは、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）規定を参考の上、順守のもとに、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれ準拠した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、本シリーズ規則ならびに本競技会特別規則に従い、準国内競技として開催される。

なお、本競技会は日本アンチドーピング規定が適用される。

第1条 競技会の名称

2025ホンダワンメイクチャンピオンカップレース N1Rチャレンジクラス

第2条 競技種目

四輪自動車によるレース

第3条 開催場所

セントラルサーキット（兵庫県）、岡山国際サーキット（岡山県）

第4条 開催種目

ON1R クラス（EG6+EK4+EK9）

第5条 開催日

※ HP にて告知いたします。年間 5~6 戰予定。

第6条 大会役員

ホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局
〒633-0074 奈良県桜井市芝911-1 株式会社ゼロファイター内
TEL:0744-42-9989 FAX:0744-46-9559

第7条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、**2025 J A F 国内競技車両規則**および**本シリーズ車両規則**に合致する車両とする。

第8条 レース周回数

10周 or 20分間

第9条 決勝レース出場台数

決勝レース出場台数は40台に選抜する。

第10条 審判員の判定内容

J A F 国内競技規則 10-20 の審判員の判定事項は次の通りとする。

1) スタート審判員 本規則第54条スタート手順に関する判定。

2) 決勝審判員

本規則第68条レース終了と順位決定に関する判定。

3) 審判員（走路）

FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。

FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章2.に関する判定。

本規則第58条走行中のドライバーの遵守事項、第59条妨害行為に関する判定。

4) 審判員（ピット）

本規則第63条ピット作業、第65条燃料補給に関する判定。

第2章 参加者

第11条 参加者

- 1) 参加者は、大会期間中有効な普通自動車運転免許証を所持していなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼任する場合はその限りではない。
- 2) 参加者は参加者自身を含む自チームのドライバー、ピット要員等の行動に責任を持たなければない。

第12条 ドライバーの資格

- 1) すべてのドライバーは、以下の資格を有していなければならない。
① 有効な普通自動車運転免許証。（限定国内競技運転者許可証 A 所持者は除く）
- 2) レース出場資格についてはホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局が最終的に決定する。

第13条 ドライバーの選任

- 1) 参加者は 1 台の参加車両に対し、正ドライバー 1 名のみ指名登録することができる。補欠ドライバーの登録、代行運転は禁止する。

第14条 ドライバーの装備品

ドライバーは、以下の項目に合致する装備品を使用しなければならない。

装備品は、当日車検時に検査員が確認致します。

- 1) ヘルメット、レーシングスーツ、レーシングシート、レーシンググローブ、バラクラバ(目出し帽)、
2024 J A F 国内競技車両規則第4編 細則 レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則 3 .から 7 .までの、それぞれの項目に合致した装備品の着用が義務付けされる。ただし、競技用ヘルメットについては四輪用のフルフェイスタイプの装着を義務付ける。
- 2) F H R (H A N S) システム
頭部と頸部の保護装置 F H R (H A N S) システムについては、J A F 国内競技車両規則に従うこと。
(F I A 国際競技規則付則 L 項第3章に定められたものに限られる)
※ F H R (H A N S) システムは全ての開催クラスにおいて着用を義務付ける。
F H R (H A N S) 使用については、**2025 J A F 国内競技車両規則第4編 細則** レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則 1 0 .に従うこと。
- 3) アンダーウェア、ソックス
2025 J A F 国内競技車両規則第4編 細則 レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則 8 .耐火炎アンダーウェア、耐火炎ソックスに基づき、JAF 公認／FIA 認定の耐火炎ソックスの着用が義務付けられる。また、JAF 公認／FIA 認定の耐火炎アンダーウェアの着用が強く推奨される。

ドライバーの安全面を考慮し使用期限内の装備品を強く推奨とする。

第3章 参加申込み

第15条 参加申込みおよび競技成立台数

- 1) ホンダワンメイクチャンピオンカップレースHP内エントリー受付ページもしくはFAXにて申込むこと。
- 2) エントリーリストに掲載をもって、参加手続きの完了と致します。
- 3) すべての参加ドライバーは当日書類検査時に下記の書類を受付へ提出しなければならない。
 - ① 車両仕様書 * 公式車検時に技術委員に提出すること
 - ② 自動車運転免許証
 - ③ 成年者（20歳未満）のドライバーは下記2点が必要となる。
 - ・本人の署名・捺印（認印）と、親権者の署名・捺印済みの誓約書・承諾書（WEBエントリーのみ）
 - * 参加する大会ごとに提出しなければならない。
 - ・親権者の印鑑証明書（大会開催日を含め3ヶ月以内に取得したもの。）
 - * 参加する大会ごとに提出しなければならない。ただし、年間申請した場合は大会毎の提出の必要はない。
 - ④ 20歳以上のドライバーは本人の署名・捺印（認印）済みの誓約書・承諾書。（WEBエントリーのみ）
 - * 参加する大会ごとに提出しなければならない。
- 4) 上記の1)から2)の項目に加え、大会当日までに全ての料金支払いが完了していない（確認できない場合）場合は競技に参加することはできない。

第16条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対しては、エントリーリストへの掲載にて参加受理が通知される。
運営の潤滑化、ペーパーレス処理にて受理書は送付されない。
- 2) 参加料金が支払われない場合もしくはエントリー規定台数を上回った場合は大会事務局の判断でレース参加を拒否する権利があるものとする。

第17条 参加料と料金規定

- 1) 参加料（消費税込）

セントラルサーキット	28,000円	岡山国際サーキット	38,000円
------------	---------	-----------	---------

※計測器代含む

第18条 書類検査（選手受付）

- 1) 参加申込が正式に受理された参加者には、大会当日に行われる受付（公式通知に示す）で
ドライバーの身分証を提示し誓約書を默読の上、ドライバー直筆にて署名する。
- 2) 書類検査時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。
 - ① 誓約書（受付時に配布致します。）
 - ② 普通自動車運転免許証
 - ③ 未成年者（20歳未満）のドライバーは下記2点が必要となる。
 - ・本人の署名・捺印（認印）と、親権者の署名・捺印済みの誓約書・承諾書（WEBエントリーのみ）
 - * 参加する大会ごとに提出しなければならない。
 - ・親権者の印鑑証明書（大会開催日を含め3ヵ月以内に取得したもの。） * 参加する大会ごとに提出しなければならない。ただし、年間申請した場合は大会毎の提出の必要はない。
 - ④ その他提出物がある場合は、HPにて事前に告知もしくは通知いたします。

第4章 参加車両規定

第23条 N1Rチャレンジ車両規則

1. 本規則はJAF国内競技車両規則の規定に従い、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の規則を参考の上、遵守することを前提としホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局が定めたものである。
2. 本規則書に記載されている車両は下記の規定による排気音量規定に合致しなければならない。
 - 1) 音量の検査方法
2025 JAF国内競技車両規則、第4編細則「レース車両の排気音量測定に関する指導要綱」に準拠して行われる。
2) 排気音量規制値 1) の検査方法に基づく排気音量規制値は下記の通りとする。（排気口と測定器間の距離は、3m）
 - ・EK4／EG6／EK9 **110dB (A)**
 3. 本規則は、鈴鹿サーキットで開催される各大会の以下のクラスに適用する。
 4. 年度途中においても本規則について、見直しを行う場合がある。
その内容は、ホンダワンメイクチャンピオンカップレースHP内で告知される。

<https://www.hondaonemake.com/>

1. 参加車両

下記の通りとし、通常に国内モデルとして生産、販売された車両とする。

E K 4 タイプ：ホンダシビック（E K 4 型）

E G 6 タイプ：ホンダシビック S i R シリーズ（E G 6 型）

E K 9 タイプ：ホンダシビックタイプR（E K 9 型）

2. 改造範囲

2025 J A F 国内競技車両規則第1編第3章（一般規定）、第4章（安全規定）、第5章

（量産ツーリングカー（N 1）に許される改造）に従つたものとし、さらに次の各項に従つたものでなければならない。

1) 純正部品

純正部品とは、ホンダシビック（E K 4 型）、ホンダシビック S i R シリーズ（E G 6 型）、ホンダシビックタイプR（E K 9 型）国内向仕様として生産者から出荷された状態のもので、無修正のものをさす。オートマチックトランミッション車用の部品は使用出来ない。

2) 車両のフレームナンバー

車両のフレームナンバーは、生産時に刻印されたものを有すること。

3) エレクトロニクスコントロールユニット（ECU）

ECU 使用する ECU は指定しない。
また、フューエルインジェクション装置のプレッシャーレギュレーターおよびインジェクターに対する改造又は変更は許されない。

点火装置はプラグおよびハイテンションコードを除き一切の追加、改造または変更が禁止される。

4) シリンダーへッドガスケット

シリンダーへッドガスケットの変更は許されない。

交換する場合は、その車両用に販売される純正部品とのみ交換することが許される。

5) 車両最低重量

① 車両最低重量は、下記の通りとする。

E K 4 タイプ：910kg／E G 6 タイプ：930kg／E K 9 タイプ：920kg

② バラストの取り付け

最低重量の車両重量を満たすためにバラストを取り付ける場合、

2025 J A F 国内競技車両規則第1編、第3章、第3条3.3）に従つて取り付けられて

いなければならない。

6) タイヤの使用制限

2025 J A F 国内競技車両規則第1編第5章に準拠し、次の通りとする。

ただし、扁平率の変更は不可とする。

① 使用が許されるタイヤは、タイヤ製造者が1993年1月1日以降発売した日本国内向
け市販タイヤ製品カタログまたはタイヤ製造者のホームページに記載表示され、通常に販売されているラ
ジアルタイヤとする。

② 公式予選、決勝レースを通じて、車両1台あたりに使用できるタイヤは4本までとする。使用するタ
イヤ4本は、公式予選前の車両検査時に技術委員によってタイヤマーキングが実施される。

- ③ ウエット宣言についてはウエット宣言が出された当日のみ有効とする。
- ④ 路面がウエット状態であると競技長が宣言した場合、上記②においてマーキングされたタイヤ以外の使用が認められる。
- ⑤マーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合、次の通りとする。
- 1. 公式予選中のタイヤ交換は認められない。
 - 2. 公式予選終了後にタイヤ交換する場合は、公式予選結果発表後30分以内に文書にて大会競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。タイヤ交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。
 - 3. 決勝レーススタート後のタイヤ交換は自由とする。
- ただし、タイヤ交換の作業は決勝レースがスタートされるまでは一切行ってはならない。
何らかの事由で、ピットスタートとなる場合も同様とする。
- 7) チタン製部品の使用禁止
チタンを材料とした加工物は、一切の使用が禁止される。
- 8) ロールケージ
2025 J A F 国内競技車両規則第1編第4章に従った6点式以上のロールケージが使用されていなければならない。
また、安全性をより高める為に斜行ストラット等を追加することは認められる。
その際の取り付け方法は、**2025 J A F 国内競技車両規則第1編第4章**に準拠して行うものとする。
- 9) ウオーターラジエター
取り付け角度の変更は許されない。
- 10)ピストンおよびコンロッド
ピストンおよびコンロッドのバランス調整は禁止される。
- 11)車両交換の禁止
公式車両検査に合格した車両は、車両の交換、またはエンジン及びトランスミッションのアッセンブリー交換が禁止される。やむを得ない事由でエンジン及びトランスミッションのアッセンブリー交換しなければならない場合、公式予選結果発表後30分以内に文書にて大会競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。また、エンジン及びトランスミッションのアッセンブリー交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。
- 12)ドライバー防護ネット
参加車両には、**2025 J A F 国内競技車両規則第4章 第22条 ネット（ドライバー防護ネット）**の取り付けを推奨する。なお、防護ネットが装着されていない車両は走行中、運転席の窓ガラスを全閉すること

1 3) 窓ガラス

- ① フロントウィンドウは、**2025 J A F 国内競技車両規則第1編、第4章 第9条**に準ずる。サイドウインドウに対し無色透明なフィルム等で飛散防止対策を施すことを推奨する。
- ② 後方左右のサイドウインドウは、ドライバー氏名以外の貼付物は禁止される。
- ③ リアウインドウは、その上端に天地幅8cmで接した帯状部分、及びリアゼッケン貼付部分を除き、いかなる貼付物も禁止される。

第2 4条 車両に対する暖機

- 1) タイヤに対する走行前の意図的な加熱は一切禁止する。
- 2) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットラック（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること、それ以外は禁止とする。

第2 5条 改造申告および車両仕様申告

- 1) 参加者は規定の範囲内で改造や変更を行っている場合でも、その改造や変更点の詳細を車両仕様書に記載し、公式車検時に提出しなければならない

第2 6条 車両公認書及び車両主要諸元表

- 1) J A F 公認車両での参加者は、技術委員長の求めに応じて提出できるように車両公認書を準備していかなければならない。
- 2) J A F 登録車両での参加者は、車両の主要諸元を証明するための整備説明書やカタログ、パンフレット等を常に携帯することが義務づけられる。

第2 7条 競技番号

- 1) 参加車両は、大会事務局によって定められた競技番号ゼッケンを参加者の責任において、指定の位置（左右ドア）に貼り付ける。
- 2) 競技番号ペイント指定がある参加者は下記の内容に従わなければならない。
- 3) 使用できるゼッケンはNo.0～9 9までとし、3桁ゼッケンの使用はホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局が認めた場合のみ使用することができる。
- 4) ゼッケンNo.1 は当該クラスの前年シリーズチャンピオンが優先使用権を保有する。
- 5) 数字はアラビア数字、書体はフツラボールド、数字のタテの長さは約30cmとする。

アラビア数字ボールド書体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

- 6) 競技番号は車体色と対照的な色で記入されなければならない。
- 7) 競技番号は前席ドアの左右両側面とフロントフード上面および後方から確認できるリア部分の4ヶ所に記入されなければならない。
- 8) 参加車両の競技番号は、公式車両検査、公式予選、決勝レースを通じて保持されなければならない。
- 9) 競技番号の判読が困難であると、競技役員が判断した車両については、競技番号の修正が命ぜられる。これに従わなかった場合は、タイム測定を拒否されることがある。

第28条 自動計測装置の装着

- 1) 主催者が用意する貸出用自動計測装置（ポンダー）を装着しなければならない。
- 2) 装着例に従わずにタイム計測ができなかった場合は、ペナルティの対象となる場合がある。
- 3) 参加者は、車検時までに車両にこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、出走を認められない。
- 4) 貸出用自動計測装置の配布は、書類検査（選手受付）時に行い、返却については各レース正式結果発表後30分以内とする。予選不通過車両は当該予選結果発表後1時間以内とする。
- 5) 貸出用自動計測装置を使用した際、理由の如何を問わず万一破損・紛失した場合は、1個につき55,000円（消費税込）が主催者より請求される。

第29条 車両名およびレースによる広告

- 1) 特別な車両名（スポンサー名等）を使用する場合は、濁点文字も含まれ半角全角を問わず20文字以内とする。
- 2) 参加者は、主催者あるいは大会後援協賛者の都合によっては、特定の広告が拒否されるかもしれないことを承知していかなければならない。
- 3) 車両による広告は参加代表者やドライバー、メカニックなどの氏名、車名、社名、商品銘柄および通常使用される貼付ステッカーに限って許可されるが、公序良俗に反するものであってはならない。
- 4) ホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局が希望した場合広告ステッカー類を所定の場所に貼付しなければならない。貼付しない参加者および明らかに主催者や大会後援協賛者の広告活動を妨害したと判断された参加者に対しては、主催者や大会後援協賛者からの賞が授与されない。
- 6) 車両による広告は、競技番号の判読を困難にする色やデザイン、位置であってはならない。技術委員長または計時委員長によって不適当と判断された広告は撤去修正が命じられ、これに応じない車両は、競技出場を拒否される。

第5章 車両検査、車両保管、燃料規定

第30条 公式車両検査

- 1) 公式車両検査は、公式通知で示されるタイムテーブルに従って、所定の車両検査区域で行われる。
- 2) 参加代表者または当該車両のメカニックは車両とともに、指定の時間内に所定の公式車両検査場所に集合し、公式車両検査を受けなければならない。
- 3) 定められた時間に遅刻した車両およびドライバーに対する処置は、競技長が大会審査委員会にはかって行うものとする。当該車両の公式予選開始30分前までの遅刻者には再車検料**11,000円（消費税込）**の支払いが命ぜられる。
- 4) 公式車両検査に車両を提示することは、当該クラス車両がすべての規則に適合していることを申告したものとみなされる。
- 5) ドライバーは公式車両検査に次のものを携帯もしくは着用して、技術委員の点検を受けなければならない。ホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局に装備品の届出・承認がされているドライバーは、公式車両検査時の装備品検査を免除される場合がある。ただし、届出された装備品が正しく使用されているかを競技役員が検査する場合がある。届け出た装備品に変更があった場合、申請し承認を受けなければならない。
① ヘルメット ② レース用衣服、靴、手袋、ソックスなどの着衣 ③ F H R (H A N S) システム
※ヘルメット、レース用衣服、靴、手袋などの着衣の規格等に関しては、本規則書第14条を参照すること。
- 6) 公式車両検査と装備品検査を受けない車両やドライバー、検査の結果、参加が不適当と判断された車両やドライバー、また、技術委員長による改善命令に応じない車両やドライバーは、競技に出場できない。
- 7) 公式車両検査を受ける車両とドライバーが補助員を検査区域に同行する場合は、参加代表者、指名登録されたメカニックでなければならない。
- 8) 参加代表者または当該車両のメカニックは、公式車両検査を受ける際、車両の燃料タンク容量、および申告を命ぜられた車両仕様や改造内容、修正を命ぜられた事項に関して、車両仕様書に確認のための署名をしなければならない。（新規車両仕様書に記載合わせる）
- 9) 公式車両検査に合格したあとの車両は改造してはならない。エンジン、ミッション、ドライブシャフト、ブレーキなど分解作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得てから作業をすること。作業内容によっては、再車検を行なう場合もある。
- 10) 車両検査に合格した車両は、公式通知に示される案内図または競技役員（パドック管理委員）が指示する導線によって所定の位置で待機、給油、整備しなければならない。所定の位置から無断で車両を移動させたり、所定の位置に入らない車両には罰則が適用される。ただし、**再車検料**

11,000円（消費税込）を添えて車両持出しを申請し、技術委員長の許可を得た場合は、所定の位置から車両を持出すことができる。この場合、定められた時間までに所定の場所に車両を持込んで再車検を受け、合格しなければ競技に出場できない。

- 1 1) 決勝レースに出場する車両は、所定の待機場所において、出走前の車両点検（スタート前チェック）を受けて、技術委員による出走許可を得なければならない。
- 1 2) 技術委員長は、公式車両検査の時間外であっても隨時、参加車両と装備品の検査を行う権限をもち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。
- 1 3) 車載カメラを使用する場合、車載カメラを取り付けた状態で公式車検を受けなければならない。車載カメラは車体に安全上確実な方法で取り付けること。技術委員から修正の指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

第3 1条 燃料（指定燃料）

- 1) 2025 J A F 国内競技車両規則第3章公認車両および登録車両に関する一般規定 第10条 燃料系統に従うこと。
- 2) **レースガスの使用などは一切禁止する。**

第3 2条 競技終了後の車両保管と入賞車の車両検査

- 1) 決勝レースを終了した完走車は、競技役員の指示により、パドック内の所定の区域に必要な時間、保管される場合がある。保管中の車両を改造したり整備したりしてはならない。
- 2) 車両保管区域への車両の出し入れは、すべて競技役員の指示に従って行わなければならず、保管を解除された車両は参加者によってすみやかに引取られなければならない。
- 3) 入賞車および抗議対象車は、レース終了後、または大会審査委員会の求めに応じて隨時、車両の分解、音量測定その他必要な方法による車両検査を受けなければならない。
- 4) 大会審査委員会または技術委員長が求める車両検査に必要な分解・組立て作業は、参加者またはその代理人の責任で行われなければならない。また、抗議対象車の分解・組立てに要した費用は、抗議が不成立に終った場合、抗議提出者が負担しなければならず、その額は技術委員長が算定し大会審査委員会が承認した額とされる。
- 5) 入賞車および抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員以外立ち会うことができない。
- 6) 車両検査に応じない車両は失格とされる。

第6章 車両変更と競技運転者交代

第3 3条 車両変更

- 1) 参加申込が正式受理された後の車両変更は、参加車両が故障、破損その他やむを得ない事情があるときを除いて認められない。

2) やむを得ない事情による車両変更は、参加申込みをした同クラスについてのみ許され、変更が許される期限は当該車両の車検終了までとされる。その場合、車両改造（仕様）申告書を新たに提出し、車両変更登録料**11,000円**（消費税込）を添えて、大会事務局に提出し、審査委員会の許可を受けなければならない。

3) 予備車両（スペアマシン）の登録は認められない。

第34条 ドライバーの変更

- 1) ドライバーの変更は、変更した時点で正ドライバーとして登録した氏名の抹消を、大会事務局に申し出て審査委員会の許可を得ておかなければならぬ。
- 2) ドライバーの変更は、書類検査（選手受付）まで許される。

第7章 参加者の遵守事項

第35条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者およびドライバーは、参加申込みに際して必ずホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局が定める誓約文に署名しなければならない。 *参加する大会ごとに提出しなければならない。
- 2) すべての参加者は上記誓約の主旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
- 3) 参加者は、競技中または競技に関係する業務についているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり飲酒してはならず許された場所以外で喫煙してはならない。
- 4) パドック内での危険物取り扱いについて
大会期間中の危険物取り扱いについては十分に配慮し、安全で事故のないよう、特に下記を注意すること。
 - ① 危険物を取り扱う周辺は火気厳禁
 - ・ 火気を使用する整備はガソリンから遠ざけること。
 - ・ 喫煙は、パドック内の喫煙所を利用すること。
 - ・ ガソリンがある場所では、火を使用する器具のご利用はしないこと。
 - ② ガソリンの取り扱いは、十分に注意し周辺に配慮すること。
 - ・ 給油の際、静電気の発生をさせないように注意すること。
 - ・ こぼしてしまったら、すぐにふき取りをすること。
 - ③ ガソリン保管の際の注意
 - ・ ガソリンの温度上昇を抑えること。
 - ・ 携行缶は密栓して保管すること。

- ・直射日光を避けて配置すること。
 - ・発電機の排気口は遠ざけること。
- 5) 不要なガソリン及びオイル類、フルード類、クーラントを廃棄する場合はパドック内に設置された所定の廃油タンクに捨てる事。
- 6) **参加者は、主催者や大会協賛者、大会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。**
- 7) 大会期間中は、盲導犬、介助犬を除きペットの持込は禁止とする。
- 8) レーシングコース内（観客席・パドックエリア含む）での許可のない小型航空機（ドローン・ラジコン等）の利用は禁止する。

第3 6条 ピットの使用

- 1) ピット内では火気厳禁である。また使用後は清掃し、使用したピットの照明は消灯すること。

第8章 ドライバーズブリーフィング

第3 7条 ドライバーズブリーフィング

- 1) ドライバーは、必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。
- 2) ドライバーズブリーフィングに欠席もしくは遅刻した場合は、再ブリーフィングの対象となる。
- 3) 再ブリーフィング手数料は**22,000円（消費税込）**とする。

第9章 公式予選とスタートインググリッド

第3 8条 公式予選

- 1) ドライバーは公式車両検査に合格した車両で、公式通知に示されるタイムテーブルによって行われるレース区分別の公式予選に必ず出走しなければならない。
- 2) 参加者は、公式予選中、FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づく信号合図、ピットに関する規定、参加者の遵守規定など競技に関する諸規定をすべて決勝レース同様に厳守しなければならない。
- 3) **ファストピットトレーン進入開始時間は、公式予選開始時間の3分前とする。**
- 4) コースインおよびピットからの再スタートに際しては、コースイン後第2コーナーまで右側インコース寄りを走行しなければならない。
- 5) 公式予選の義務周回数は定めない。コースインした後、2周目より計測を開始する。
- 6) 公式予選結果の順位は、それぞれのドライバーが走行中に記録した最高ラップタイム順に決定される。2名以上のドライバーが同一の最高ラップタイムを記録した場合は、最初にそのタイムを記録したドライバーが優勝となる。

イバーが優先され、以下この方法に準じて決定される。

7) 公式予選通過基準タイム

公式予選通過基準タイムは各レース区分とも、当日記録された上位3名の最高ラップタイムの平均に30%を加算したものとする。(混走レースの場合も同様、クラス別ではない)

8) 公式予選基準タイム通過車両数が、決勝レース出場台数より多い場合には、大会審査委員会は次の条件で補欠車両を指名することができる。

- ① 指名できる補欠車両の台数は最大3台までとする。
- ② 補欠指名を希望する参加者は、公式予選暫定結果発表後30分以内に補欠として待機する意思を大会事務局に文書にて届け出ること。
- ③ 補欠指名を希望する参加者は、公式予選通過基準ラップタイムを満たしていること。
- ④ 補欠車両の決勝レース出場は、大会審査委員会の承認を得ること。
- ⑤ 補欠車両の決勝レース出場の優先順位は、公式予選において達成された各車両のタイム順とする。
- ⑥ 補欠車両が決勝レースに出走することを認められた場合は、その時点から正規のスケジュールに従つて競技に参加すること。
- ⑦ 予選が2グループで行われた場合の補欠車両については上記②～⑦ならびに下記の各項を適用する。

- 1. 補欠車両の台数は最大4台（予選Aグループより2台、予選Bグループより2台までとする。）
- 2. 補欠車両のリザーブ順位および決勝レースに出走する場合のスタートティンググリッドは次の通りとする。（図参照）スタート列左列最後尾より補欠1位、スタート列右列最後尾より補欠2位…という順位とする。

[例] 補欠2位

↓

B □□□□□□□□□□□□□□←補欠4位

←

A □□□□□□□□□□□□□□←補欠3位

↑ ↑

ポールポジション 補欠1位

9) 原則として参加台数が50台を超えた場合公式予選は、2グループに分けられる。

10) 公式予選が2グループ以上に分かれた場合、各グループより成績順に定められた台数を選抜する。

11) 予選通過台数が決勝レース出場台数に満たない場合は、大会審査委員会は出場許可を願い出たものに限り、過去1年間以内の実績を勘案したうえ、決勝レース出場の可否を決定することがで

きる。ただし、暫定予選結果発表後30分以内とする。（公式予選通過基準タイム不足でも審査委員会の判断による）また、この場合は、スタートインググリッド表に記載されないこともある。

12) 公式予選中の車両修理は定められたピット前の区域で行わなければならない。

13) いったんコースインしたのちパドックへ帰った車両は、以後の走行権利を放棄したものとみなされ、再度のコースインは認められない。

14) 技術委員長は公式予選終了後に対象車両を指定し再車検を行う場合がある。指定された車両は指示に従い再車検を受けなければならぬ。

第39条 公式予選中の中断と再開

1) 安全上、競技長は赤旗を表示することにより、公式予選を中断することが出来る。

2) **公式予選中に赤旗が提示された場合、ただちに競技役員の指示に従いピットインすること。**

3) 公式予選の再開は、ピットレーンより競技役員の指示に従って1台ずつコースインするものとする。

4) 再開時に出走できる車両は、競技役員の指示した場所に自力で待機した車両のみとする。

5) 中断の場合、予選時間の延長および短縮は大会審査委員会が決定する。また中断された場合でも予選通過に対する抗議は受け付けられない。

第40条 スターティンググリッド

1) ポールポジション～5位までをリバースグリッドとし、以下成績順にスタッガードポジションで配列される。

2) 公式予選を2グループに分けて実施した場合のグリッドの第2位置は、他のグループで最高タイムを記録したドライバーに与えられる。同様に、グリッド第3位置は、ポールポジションのグループで2番目のタイムを記録したドライバーに与えられる。以下、同様とする。2台以上の車両が同タイムの場合には、最初に記録した車両が優先される。

第10章 スタート

第41条 スタート前の尊守事項

1) 技術委員長から指示があった場合、指定された時間に所定の場所にて、車両と共に技術委員の出走前検査を受けなければならない。

2) 車両持ち出し申請書により持ち出された車両は、出走前検査の前に再車検を受けなければならない。

第42条 決勝レース出場車両のコースイン

1) オフィシャルの指示に従い、コースを1周して定められたスタートインググリッドにつかなければならぬ。

2) この1周の間にコース内でスタート練習およびいちじるしく隊列をみだすことは禁止する。

第43条 スタート手順

1) スタートはスタンディングスタートとする。

スタートは、1×1のスタッガード方式で、スタート合図は灯火信号とする。

2) ①すべての車両はダミーグリッドへ向けてコースインしなければならない。

② ピットアウトできなかった車両は、正規にスタートできなかったものとみなされ、ピットスタートとなる。

ピットスタートはピットレーン出口で待機し、決勝レースがスタートし、競技車両の集団がピットエンドを通過した後、競技役員の合図又はピットレーン出口の信号機のグリーンライトが点灯することにより、スタートとなる。

5分前の時点までにグリッドにつけなかった車両は競技役員の指示に従い、最後尾スタートもしくは、ピットスタートとなる。

3) フォーメーションラップ中のスタート練習は禁止され、また隊列は可能な限り整然と保たれなければならない。

4) スタートできないドライバーは、腕を挙げなければならない。

他の全車両がフォーメーションラップにスタートした後、競技役員は当該車両をトラック上で押してエンジンを始動することができる。ついで、この車両はフォーメーションラップを行うものとするが、他の走行中の競技車両を追い越してはならない。

5) フォーメーションラップの際に、スタートできなかった車両およびスタート順序の位置を保てなかった車両は、グリッドの最後尾の後部からスタートすることができるが、その車両は本条6)によるレッドライトが点灯する前までに停車していかなければならない。

6) 車両がスタートингグリッドに戻ったら、それぞれのグリッド位置にエンジンをかけたまま停車する。各グリッドの列番号を記した表示を持った競技役員がグリッドの各列に向かって立っており、その列の車両が停車したら表示をおろす。

すべての表示が降ろされたら、5秒前のレッドライトが点灯し、4秒前、3秒前、2秒前、1秒前とレッドライトが続き、1秒前ライトが点灯後、通常2秒以上3秒以内にすべてのレッドライトが消灯しレースがスタートする。

レッドライト点灯後、通常2秒以上3秒以内にレッドライトが消灯しレースがスタートする。

7) スタートингグリッドに帰着後、ドライバーがスタートできない場合は、当該ドライバーは両腕を頭上に挙げ、その列担当の競技役員は黄旗を振動表示する。スタート不能のドライバーが原因となりスタートが遅延された場合、そのドライバーはピットもしくは最後尾からスタートすることができる。この場合、当該ドライバーの当初のグリッドは空けておくものとする。スタート不能のドライバーが複数の場合、グリッド後方の新しいポジションは当初のスタートингポジションに基づき位置決めされる。

第44条 反則スタート

- 1) スタート合図がなされる前に所定の位置から前進したり、本特別規則第54条2) の規定に従わなかった車両のドライバーに対しては、反則スタートとして罰則が適用される。審判員による反則スタートの判定に対する抗議は受けられない。
- 2) 本競技会における反則スタートに対する罰則は、決勝結果にタイム加算ペナルティされる。

第11章 競技走行中の遵守事項

第45条 走行中のドライバーの遵守事項

- 1) ヘルメットおよび安全ベルト、グローブ等の確実な着用。
- 2) 車両に他の者を乗せてはならない。
- 3) トラック走行は右回りとし、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
- 4) ショートコース、短絡路など規定外のコースを走行してはならない。
- 5) トラック上以外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- 6) 走行中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰するときには、後続車両など他車の妨害にならないように注意し、安全を確認しなければならない。
- 7) ピット及び、コース上でのエンジン押しがけは、禁止とする。これに違反した場合は、下記の罰則が課せられる。
 - ① 公式予選中の場合、押しがけした時点以降の予選タイムは計測しない。当該車両はピットインしたのち再度コースインすることは認められない。
 - ② 決勝レースの場合は失格とする。
- 8) ドライバーは、緊急の際、競技中に救急車、消火車、競技役員車、レッカー車などサービス車がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐・停車したり、また競技役員がコースに立ち入る場合があることを承知していなければならない。
- 9) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコース外の安全な場所にマシンを止めなければならない。

第46条 妨害行為

- 1) 大会期間中いかなる場合においても、「危険なドライブ行為」を行ってはならない。「危険なドライブ行為」とは、
 - ① 衝突を起こしたもの
 - ② 他のドライバーのコースアウトを強いるもの
 - ③ 他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
 - ④ 追い越しの最中に他のドライバーを不适当に妨害するもの

- ⑤ FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章、2に違反したもの等を指し、そしてその行為が危険と判定された場合は、厳しく罰せられる。
 - ⑥ 明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。
- 2) 本条の違反判定に対する抗議は受けられず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったドライバーは失格とされる。

第47条 リタイア（棄権）

レース中、ドライバーが車両を押し歩いてピットに戻ることは禁止される。

第12章 レース中の車両修理ピット作業

第48条 レース中の車両修理

- 1) 決勝レースおよび公式予選中の車両の修理、調整、部品交換などは、ピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。
- 2) ピットに準備してある部品・工具などによる修理、調整、部品交換は、正規にピットインした車両に対してのみ行うことができる。
- 3) ピット以外の地点で停車した車両の修理は、他の車両の走行の支障にならないしかも安全な場所でその当該ドライバーのみが行わなければならない。また、その車両に積み込んであるもの以外で部品、工具による修理、調整、交換などを行うことは厳重に禁止される。
- 4) レース中の競技車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行してはならない。ただし、保安の目的で、コース委員が車両を移動させたり処置する場合はこの限りでない。

第49条 ピットインおよびピットアウト

- 1) ピットインおよびピットアウト
 - ①ピットレーン通過速度は40km/hを上限とする。
 - ②ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置のファストレーンから作業エリア（インナーレーン）に入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停止させなければならない。
 - ③ピットインして作業エリアに入った車両および当該車両のドライバーやピット要員は、ピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。
 - ④ピットアウトする際は、ピットレーン内で他の車両と併走しないこと。
 - ⑤ピットアウトしようとする車両は、ファストレーンにおいてはピットインしてくる車両に優先権がある事を承知していなければならない。
 - ⑥ピットレーン出口のグリーン/レッドライトについて
 - 1. フリー走行・公式予選・決勝レース中においてレッドライト点灯時はコースインは認められない。

- 2. 公式予選・フリー走行の場合は、グリーンライトが点灯している場合のみコースインすることができる。
 - 3. 決勝レース中は、ドライバー当人の責任においてコースインするものとする。
- ⑦ ピット出口から第1コーナーにかけて引かれているライン（白線）の運用は以下の通りとする。
- 1. ピットを離れピット出口からトラックに入る車両は、ラインの進行方向の左端より右側（ライン上を含む）を走行しなければならず、車両のいかなる部分もラインの進行方向の左端を超えてはならない。
 - 2. トラック上を走行している車両を規制するものではない。
- 2) ピットインして作業する車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の減速区域から作業エリアに入り、できるだけ自己のピットに近づけて車両を停車させなければならない。
 - 3) ピットインして作業エリアに入った車両、および当該車両のドライバーやピット要員は、ピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。
 - 4) ピットインの際、自己のピット前を通り越して停車した車両は、エンジンを停止させたのち、当該車両のドライバーおよびピット要員によって後向きに押しもどし、自己のピットにつけることができる。
 - 5) ピットアウトしようとする車両は、減速区域においてはピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。

第50条 燃料補給

公式予選、決勝レース中は、競技中の車両に対する燃料の補給は認められない。

第14章 レース終了および順位決定

第51条 レース終了と順位決定

- 1) レース終了はフィニッシュライン（最終のコントロールライン）を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとは、コース及びピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。
- 2) 優勝者は、レーススタート時点のレース距離（周回数）を最短時間で走行し終了した者、または決勝レース規定時間終了後にフィニッシュラインを通過した最上位ドライバーとされる。
- 3) 優勝者のフィニッシュライン通過と同時に、レース終了を合図するチェックカーフラッグがフラッグ・マーシャル台で提示される。
- 4) 優勝者以外の順位は、達成された走行距離（周回数）とフィニッシュライン通過順位により決定される。
- 5) 先頭車両がレース距離の75%以上を走行した後にレースが中断された場合（小数点以下は切り上げ）レースは先頭車両が完了した周回の1周前の周回終了時点で終了したものとみなされる。
- 6) 万一チェックカーフラッグが不注意、その他の理由により先頭車両が規定周回数または時間を完了する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。

7) また、チェックフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレーススタート時点のレース距離または時間が達成された時点における順位にしたがって決定される。

第52条 レース終了後の車両保管

- 1) チェックフラッグの提示を受けたドライバーはコースを徐行して1周した後、ピットロードを通って、指示があった場合は所定の保管区域に車両を持ち込まなければならない。なお車両保管区域には競技役員以外は、立ち入ることはできない。
- 2) チェックフラッグが提示された時点で、ピットインしていた車両の出走は禁止される。
- 3) チェックフラッグの提示を受けた車両で、コースを1周徐行するに耐えられないものは第1コーナー手前右側の舗装エリアにストップすることが許されるが、この場合は後方を充分注意し、安全を確認した上で、停車させることができる。

第53条 暫定表彰

- 1) レース終了後、ただちに暫定結果が発表され、優勝者および2位、3位のドライバーに対して仮表彰が行われる。仮表彰を受けることを拒否したドライバーは賞典を受ける権利を放棄したものとされる。
- 2) レース終了後、計時委員長の名においてレースの暫定結果が発表され、本規則第71条による抗議がない場合大会審査委員会の承認を得て、暫定結果発表後30分で正式結果が発表される。

第15章 抗議および罰則の適用

第54条 抗議の手続きと制限

- 1) 抗議を行うことが許されるのは、指名登録された参加者に限られる。
- 2) 抗議を行うときは、書面により、抗議対象とする箇所または内容を具体的に記載しなければならない。
- 3) 抗議を行うときは、前項の書面に、規定の抗議料を添え、競技長を経て大会審査委員会宛に提出しなければならない。
- 4) 抗議に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者は、その作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。この費用は、抗議が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者が負担するものとする。
- 5) 自己の車両に関する技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は決定直後とする。
- 6) 競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
- 7) 競技の順位に関する抗議は、その成績発表後30分以内とする。
- 8) 本規則第10条審判員の判定に対する抗議はできない。審判員の氏名は通知にて公表する。

第55条 抗議の裁定

- 1) 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者に書面で通告された後に、公式通知にて公示される。
- 2) 審査後、直ちに裁定がくだされない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。
- 3) 抗議料は、抗議が成立した場合、抗議提出者に返還されるが、抗議不成立の場合は没収される。

第56条 罰則の適用

- 1) 本規則、および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。
- 2) 本競技会で大会審査委員会が違反者に課すことができる罰則は次の通りとされる。
 - ① 訓戒、訓戒（始末書提出）、罰金、出場停止（失格）
 - ② グリッド降格、タイム削除、競技結果にタイム加算、周回数減算

なお、加算されるタイムは大会審査委員会の裁量によるものとする。
- 3) 大会審査委員会は状況に応じて、本条2)の罰則を強化することができる。
- 5) 本条に従い、レース中に執行されたタイムペナルティに対する抗議・控訴は認められない。
- 6) 決勝レース中に違反行為を行ったドライバーに対し、上記1)、2)による罰則の適用が履行できない場合、大会審査委員会は次大会の「グリッド降格」等の罰則を課すことが出来る。
- 7) 本シリーズにおける、同一シーズン、同一クラスにおいてに当シリーズ規則第59条「危険なドライブ行為」の訓戒処分を2回受けたドライバーは、2回目の処分決定により、その決勝レースにて5グリッド降格の罰則を受ける。その2回目の処分が決勝レース中の事違反行為に基づいて課された場合は、5グリッド降格の罰則は当該ドライバーの次の決勝レースに適用される。

16章 主催者の権限

第57条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申込みの受付けに際してその理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) 競技長が必要と認めた場合、ドライバーに対し、医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。また、競技長あるいは指定医師が必要と認めた場合、いつでもドライバーのメディカルチェックを行なうことが出来る。
- 3) 競技番号の指定、あるいはピットの割当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。

- 4) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。大会が中止された場合、参加料は返還される。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。
- 5) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 6) 止むを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録、または変更について許可することができる。
- 7) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 8) 車両改造に関する違反を行ったドライバー、エントラント、チューニングショップはホンダワンメイクチャンピオンカップレースの出場が拒否される場合がある。
- 9) 章典及びシリーズポイントの取り扱いについて最終的な決定権を有する。

第58条 シリーズ賞

- 1) シリーズ賞の順位決定はシリーズを通じて得た得点の合計により、最高得点者をチャンピオンとする。
- 2) 複数名のドライバーが同一の得点を得た場合は、次の順序で決定される。
 - ①全得点の中で一大会あたりより大きい得点をより多く獲得したものを優先する。
 - ②①で決定できない場合は、最終戦の順位によって決定する。
- 3) シリーズ賞は、それぞれ公式予選に5台以上の参加があり3戦以上行わなければそのシリーズ賞は成立しない。
- 4) 1), 3)に規定する、必要参加数及びシリーズ賞成立戦数について、主催者による大会中止が複数回発生した場合変更する場合がある。これに関する抗議は認めない。
- 5) シリーズポイントはホンダワンメイクチャンピオンカップレースの示す台数による規定ポイントを授与する。

第18章 本シリーズ規則の適用と補足

第59条 本シリーズ規則の解釈

本シリーズ規則および各競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。

質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第60条 本規則の変更

年度途中においても本規則について、見直しを行う場合がある。

その内容は、ホンダワンメイクチャンピオンカップレースホームページ内で告知される。

<https://www.hondaonemake.com/>

第6 1条 本シリーズ規則の施行

本シリーズ規則は、2025ホンダワンメイクチャンピオンカップレースに適用されるもので、各競技会の参加申込み受付け開始と同時に有効となる。

ホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局は、参加者・ドライバー・ピットクルー・競技役員に対し、暴力行為・威圧行為・本規則第45条「参加者の遵守事項」違反行為などが発生した場合、以降の競技会への参加拒否などの罰則を適用する。

ホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

2025ホンダワンメイクチャンピオンカップレース大会事務局